



令和6年度学校経営方針

佐世保市立祇園中学校

1 学校経営に関する基本的考え

「教育とは、より価値高い人間への成長を促し、励ます営みである。」
目の前にいる子どもたちのために、教職員がそれぞれの持ち味を生かしつつ、一致団結して日々の活動に取り組んでまいります。

(1) 社会の変化に対応できる「生きる力」を身に付けさせる。

【学校の特色を生かす】

- ① 校訓「理性 創造 尚志 自彊」
それぞれに『おしえる』『しつける』『きたえる』場面を意識する。
- ② 生徒自身の意欲を導き出すために目的・目標を意識した指導を行う。
「夢・憧れ・志」を基にしたキャリア教育を推進する。
- ③ 生徒が有する特性を十分に理解、共有して、一人一人に応じた指導を行う。
- ④ ふるさとで活躍しようという意欲、離れてもふるさとの発展を願う気持ちをはぐくむ。＜「学校を核とした地域づくり」への貢献＞

(2) 誇りと自覚をもつ教職員、連帯感のある教職員集団となる。

【教職員として学び続ける】

- ① 研究と修養に努める（生徒にとって、魅力ある社会人であるために）。
・研究＝仕事のプロとしての深さ　・修養＝社会人として広さ
※県・市研究指定を生徒・職員ともに成長する機会とする。
- ② 報告・連絡・相談を大切にする集団をつくる。
- ③ 服務規律の厳守、不祥事の根絶

(3) 学校・保護者・地域が目標を共有し、一体となって子育てに取り組むたい。【学校・保護者・地域が目標を共有し、達成を図る】

- ① 保護者・地域・学校間で子育ての目標を共有し、それぞれの立場で子供を育む環境を整備する。
- ② 保護者、地域の方に子供の成長を感じていただけるように学校から積極的に情報を発信する。

2 本校教育方針

○教育基本法第5条2 *なぜ学力向上が必要なのか。

「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。」

○教育基本法第9条 *なぜ研修が必要なのか。

「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」

○教育基本法第13条 *なぜ家庭や地域との連携が必要なのか。

「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」

上記を本校教育の礎とし、教育基本法や長崎県・佐世保市の教育方針、教育大綱並びに教育振興基本計画に基づき、本校生徒の実態を把握し、家庭及び地域と連携しながら、社会の変化に主体的に対応できるための「生きる力」を育み、新しい時代に貢献できる心豊でたくましい生徒を育成する。

(1) 校訓

学校教育目標

- | | |
|------|-------------------------|
| ① 理性 | 確かな判断力で当たり前のことができる生徒の育成 |
| ② 創造 | 向学の意気高く創造力豊かな生徒の育成 |
| ③ 尚志 | 尚い志をもち和してやり遂げる生徒の育成 |
| ④ 自彊 | 心身たくましく努力を重ねる生徒の育成 |

(2) 目指す生徒像

- | | |
|------------------|-------------------|
| G 義務を果たす生徒 ⇒ 理性 | I 意気盛んな生徒 ⇒ 創造 |
| O 思いやりのある生徒 ⇒ 尚志 | N 忍耐強くやりぬく生徒 ⇒ 自彊 |

(3) 目指す教師像

- | | |
|----------------|-----------------|
| ① 子供のよさを引き出す教師 | ② わかる喜びをつくり出す教師 |
| ③ 和を重んじる教師 | ④ 良き市民である教師 |
| ⑤ 尊敬される教師 | |

(4) 目指す学校像

- | | |
|------------------|----------------|
| ① 一人一人の心を大切にする学校 | ② 楽しく学べる学校 |
| ③ 環境を大切にする学校 | ④ 地域教育の拠点となる学校 |

